



# Tax Watch Update

Issue No.1

2013 年 1 月

## 目次

法人所得税	2
付加価値税	3
外国人契約者税	4
関税	5

## 要約

- ▶ 中小企業の貸付から発生する所得は法人税の30%減税対象に属しない。
- ▶ 輸出比率の条件廃止による優遇措置を切替える企業は2012年の法人税の確定申告書の提出期限までに税務局に報告書を提出する必要がある。
- ▶ 投資しているプロジェクトが、後にキャンセルされた場合、発生した費用は損金算入可能な費用として認められない。
- ▶ 税務局から小売インボイスを発行されいなく、付加価値税の納税対象外である個人から仕入れた商品・役務については、企業は商品・役務の仕入れ一覧表にまとめ、それは法人税申告用資料として使用する。
- ▶ 土地の再リースにつながるオフィスリースからの所得は別々に勘定される必要がある。同時に、不動産譲渡より発生された損金はその他の営業活動の所得と相殺することは不可能である。

## 法人所得税（法人税）

### Circular 154/2011/TT-BTCによる法人税30%の減税

税務総局の2012年11月15日付けCircular 154/2011/TT-BTCにより、2011年に中小企業の貸付から発生する所得に対する法人税は30%減税の対象外となります。

### 法人税優遇措置の切り替えに関するガイダンス

2012年12月20日に、税務総局は輸出比率の条件に基づき教授している法人税優遇措置をWTO加盟公約により失う企業を対象に、法人税優遇措置の切り替えに関するCircular 199/2012/TT-BTCを発表していますが、その施行詳細を規定するOfficial letter (OL) 4592/TCT-CSを発行しました。本OLにより、対象企業は2012年の法人税の確定申告書の提出期限とまでに優遇措置の選択を税務局に報告する必要があります。

### 投資されているプロジェクトに関する損金算入可能な費用の決定

2012年11月27日付け税務総局のOL 4235/TCT-CSにより、企業は投資しているプロジェクトがあり、その後プロジェクトをキャンセルすると決定する場合、該当プロジェクトに関する費用は金損金算入可能な費用として認められません。

### インボイスを発行しない支出に対する損金算入可能な費用

2012年12月13日付け税務総局のOL 4456/TCT-CSにより、企業は付加価値税の対象外である商品・役務を個人から仕入れた際に、税務当局がその個人に対してなんらのインボイスを支給していなければ、その購入費が法人税の損金算入可能な費用と認められるために、仕入れた商品・役務の一覧表を作成すると共に、契約書及び支払証書を用意する必要があります。

### オフィスリース活動に関する法人税

2012年12月10日付け税務総局のOL 4390/TCT-CSにより、

- ▶ オフィスリースが土地の再リースにつながる場合、不動産譲渡の課税所得を決定するため、各所得が別々に勘定されて、相殺することが必要となります。
- ▶ 不動産譲渡より発生されたロスが他の営業活動の所得と相殺することが認められません。しかし、当該のロスが次ぎ5年間で不動産譲渡所得に繰り越すことができます。
- ▶ オフィスリース及びアパートの販売所得は優遇措置を享受出来ず、Circular 154/2011/TT-BTC及びCircular 140/2012/TT-BTCの法人税30%減税の対象外となります。

## 要約

- ▶ 外貨で商品・役務の販売が許可され、外貨を受取ることを許可されている企業のみが外貨を表示するインボイスを発行できる。インボイスには、インボイス発行日の銀行間平均為替レートを明記するしなければならない。
- ▶ 非関税地域で事業・家庭の個人使用される電気代、電話代は付加価値税の0%税率適用の対象外である。同じく、この0%税率は工業団地の外に位置するEPEの従業員の住宅建築事業に適用しない。
- ▶ 付加価値税に関する Circular 06/2012/TT-BTCを改定するドラフトのCircularにより、金融機関外の企業より提供される信用サービスは付加価値税の対象外である。

## 付加価値税 (VAT)

### インボイスに表示される通貨

2012年12月19日付け税務総局のOL 4535/TCT-CSにより、外貨で会計処理を許可されている企業でも商品・サービスを外貨での販売を許可されていない、インボイスに外貨を表示できません。外貨にて商品・サービスを販売及び、実際に外貨を受領できると許可された企業のみがインボイスに外貨を表示できます。換算為替レートはインボイスの発行時点に中央銀行 (SBV) が公表する銀行間平均為替レートとなります。

### 付加価値税の0%税率

2012年12月19日付け税務総局のOL4558/TCT-CSにより、非関税地域にビジネスや家庭に個人消費目的で電気通信サービスを提供する場合、付加価値税の0%税率を適用することは認められません。

その他に、2012年11月8日付け税務総局のOL3928/TCT-CSにより、EPEの従業員の住居の建築には、住居が工業団地の外に位置する場合、付加価値税の0%税率の対象外となります。

### 付加価値税に関する Circular 06/2012/TT-BTC の改定のドラフト

財務省は付加価値税に関する2012年1月11日付け Circular 06/2012/TT-BTC を改定する新しいCircularを制定しています。主要な変更点を以下に記しました。

- ▶ 金融機関外の企業より提供される信用サービスは付加価値税の対象外となります。
- ▶ 住居、ホール、オフィス、ホテルの賃貸、従業員運輸サービス；提供場所が非関税地域の以外である飲食サービス（工業的給食サービス、非関税地域に給食サービスを除く）を含めるサービスを非関税地域に組織、個人に提供する場合0%税率適用の対象外となります。

## 要約

- ▶ 見なし法に基づき、納税する外国契約者の仮払い付加価値税は控除ために申告或いは還付されないで、外国契約者の費用として計上される。
- ▶ 保証サービスが保証期間に行われるかないかに関係せずに、保証サービス付き機械の提供事業は外国契約者税の対象となる。
- ▶ 外国契約者に提供するサービスは輸出サービスと認められないので、0%付加価値税率を適用してはいけない。

## 外国契約者税

### 見なし方法で、納税する外国契約者の付加価値税

2012年11月23日付け税務総局のOL 4175/TCT-CSにより、ベトナムの請負契約者と締結した契約から発生する見なし法に基づき、納税する外国契約者の仮払い付加価値税は控除ために申告或いは還付されず、外国契約者の費用として計上されます。

### 保証サービス付き機械の提供に関する外国契約者税

2012年11月21日付け税務総局のOL 4163/TCT-CSにより、保証サービス付き機械の提供事業（無料保証サービスを含めるし、保証サービスは保証期間に行われるかないかに関係せずに）は外国契約者税の課税対象となります。

### 輸出サービスに対する付加価値税率

2012年11月19日付け税務総局のOL 4130/TCT-CSにより、現地の請負契約者より外国契約者に提供されるサービスは輸出サービスとして認められないので、0%付加価値税率を適用してはいけません。

## 要約

- ▶ 輸入税および付加価値税の免税対象の材料、機械を売却する場合は、輸入税及び付加価値税を申告、納税する必要がある。

## 関税

### 輸入税及び付加価値税が免税された材料の清算

2012年12月18日付け税関総局のOL 7119/TCHQ-TXNKにより、輸入税及び付加価値税の免税対象と認められた材料、機械を清算する時には、輸入税及び付加価値税を申告、納税する必要があります。

課税価値はベトナムで使用期間に基づく計算される残存価格となります。税率は販売時点の新商品・機械に適用する税率となります。

## お問い合わせ先

このニュースレターの詳細及びその他の税務アドバイスについてお問い合わせがありましたら、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナム事務所の以下の担当者までご連絡下さい。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**The Gia Tran** ディレクター  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**佐藤 行洋** 日系企業担当マネージャー  
[Yukihiro.Sato@vn.ey.com](mailto:Yukihiro.Sato@vn.ey.com)

**Kyung Hoon Han** 韓国系企業担当マネージャー  
[Kyung.hoon.han@vn.ey.com](mailto:Kyung.hoon.han@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Nhung Tran Thi Tuyet** パートナー  
[nhung.tran@vn.ey.com](mailto:nhung.tran@vn.ey.com)

**Nitin Jain** パートナー  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** エグゼクティブ・ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Thinh Xuan Than** ディレクター  
[thinh.xuan.than@vn.ey.com](mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** ディレクター  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**小野瀬 貴久** 日系企業担当インドシナ統括ディレクター  
[Takahisa.onose@vn.ey.com](mailto:Takahisa.onose@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000303

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーにご相談ください。